

サービス付き高齢者向け住宅登録基準の緩和について

1. 緩和の目的

自立した生活を送ることができ、過度なサービスが不要である高齢者の住まいの選択肢として、交通や医療機関、生活利便施設等の利用環境が整っている地域で、より低廉なサービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図るため、既存の民間賃貸住宅の空き室を活用した登録しやすくなるよう、登録基準の緩和を行う。

2. 緩和の内容

		現在の基準	緩和内容
規模		各居住部分の床面積は 25 ㎡以上 (ただし、居間、食堂、台所等が共同利用施設の床面積が十分確保されている場合は 18 ㎡以上)	<u>既存の建物を活用する場合は 20 ㎡以上</u> ※共同利用施設等の場合は緩和しない。
構造及び設備		各居住部分に、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。 (ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備または浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各戸に台所、収納設備または浴室を備えずとも可。)	緩和しない
加齢対応構造等		バリアフリー構造であること。	緩和しない
状況把握及び生活相談サービス	サービスの常駐の常駐者	資格を有する者が、原則として夜間を除き、建物の敷地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する。	<u>常駐の緩和</u> 各居住部分に入居者の心身の状況に応じて通報する装置を設置し、状況把握サービスを提供することで、常駐しなくても可とする。
	サービスの提供者の資格	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(以下「共同省令」)第 11 条第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる者*のいずれか (※) ・医療法人、社会福祉法人、指定居宅サービス事業所等の職員 ・医師 ・看護師 ・准看護師 ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・介護職員初任者研修課程を修了した養成研修修了者	<u>資格の緩和</u> 共同省令第 11 条に定める資格等を有しない場合であっても、次のいずれかに該当し、入居者への適切なサービス提供を行うことができる認められる者も可とする。 ・精神保健福祉士 ・社会福祉主事任用資格 ・社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 7 条第 4 号に規定する指定施設において 3 年以上相談援助、看護、介護の業務に従事した経験のある者
	提供方法	状況把握サービスは、各居住部分への訪問その他適切な方法により、毎日一回以上提供する。	緩和しない。

